

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://kmlaw.jp>



発行：令和7年11月 Vol.41



日本人のノーベル賞受賞の快挙に思うこと

2025年のノーベル賞の受賞者が発表され、ノーベル生理学・医学賞は大阪大学の坂口志文特任教授が、ノーベル化学賞は京都大学の北川進特別教授が受賞されたことが大きく報道されています。日本出身のノーベル賞受賞は、これで30人と1団体になったということです。

自然科学分野において顕著な研究成果が達成されるということは、研究者の国籍に関わりなく人類の発展に繋がる素晴らしいことですが、日本人が受賞したと聞くと、とても嬉しく、誇らしい気持ちになります。

ノーベル賞の起源は、スウェーデンの発明家で、実業家としても成功したアルフレッド・ノーベルが、遺言で「人類に最も大きな貢献をした人々」に賞を贈ると記し、彼の死後に、多くの人々の尽力により、

それが実現されたという歴史があるそうです。自分の遺志が実現され、それが100年以上も続いて皆を喜ばせているのですから、壮大なロマンあふれる話です。

私たちの法律事務所でも、日々、遺言に関する法律問題を取り扱っています。遺言書を作成する方は以前よりも確実に増えて来ていると感じます。将来に想いを託して、遺志を残すため、遺言書を作成する方の気持ちはノーベルと同じかもしれません。皆さまの想いを未来へ残すためのお手伝いができるように、私たちも取り組んでいきたいと
思います。

弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 松田 竜



今後の代金支払い方法に関する注意点

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



手形の廃止

かつて約束手形は支払手段として多く用いられ、ピークの1990年の交換額は約4800兆円に及んでいました。現在もお建設業を中心に手形を利用している業者は少なくないと思いますが、2023年の手形交換額は約93兆円と、ピーク時から98%も減少しています。

政府は紙の手形を廃止する方針であり、これに沿って全国銀行協会も2026年度末で電子交換所での手形交換を廃止することとしており、既に各金融機関では新たな手形帳の発行をとりやめるなどしています。

また、2026年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称は「中小受託取引適正化法」または「取適法」。これまでの「下請法」を改正した法律です。）では、同法の適用される各種業務委託等の取引については、代金の支払期日（製品の受領日から60日以内といった制限があります。）に手形を交付することによって代金を支払う（この場合、手形の受取人は、現金を手にするには更に手形の満期まで待たされることになります。）こと自体を禁止しています。

これらの施策等により、まもなく紙の手形は事実上廃止され、支払手段として使うことができなくなります。

なぜ紙の手形が廃止されるのかといえば、紙の手形にはその管理や郵送にかかるコストやリスク（印紙税等の負担や紛失や盗難の可能性）があり、デジタル化時代にふさわしくないという理由のほか、上記のとおり、手形金の支払いを受けられるのは満期が来てからであり、満期までの期間（手形サイト）が長期の場合、受取人は現金を手に入れるまで長く待たされることになることや、満期前に現金化しようとすれば安くはない割引料を負担しなければならないこととなるといった事情から、取引上弱い立場にある受取人（下請業者等）の資金繰りにしわ寄せがいくといった問題があるからです。

今後の支払手段と注意点

政府は、（紙の手形に代わる）今後の支払手段として、現金払い（銀行振込）と電子記録債権の利用を推奨しています。

電子記録債権（でんさい）は、いわば紙の手形を電子化したものであり、紙の手形の管理や郵送にかかるコストやリスクを回避できたり、分割して譲渡することが可能であるなどといった利便性があることや、手形の「不渡処分」と同じような「支払不能処分」があり、これが売掛先が確実に支払う強力な動機づけとなることなどから、今後も利用が拡大するものと見込まれています。

ただし、でんさいも支払いを受けられるのは満期が来てからですので、受取人の資金繰りにしわ寄せがいくという紙の手形の問題点はでんさいにも同様にあります。

そのため、取適法及びその運用基準では、同法の適用される各種業務委託等の取引については、代金をでんさいで支払うことは認められているものの、支払期日までに満額の現金を受け取れるようにしなければならない（満期が支払期日を超えたり、受取人に割引料を負担させたりしてはならない）とされているため、でんさいで支払うなら支払期日前に、支払期日までの日を満期とするでんさいで支払うしかなく、それ以外には、代金の支払方法は支払期日に現金や銀行振込などで支払うしかなくなります。

取適法の適用がない取引（例えば、建設業法で規制される建設工事等。ただし、建設業者の取引でも、設計や地質調査の外注等の工事以外の業務については取適法が適用されることがありますので、注意が必要です。）については、でんさいの活用余地は大いにあると思いますが、紙の手形廃止を前にしてこれから明らかにされるであろう支払決済に関する各種の規制や、取適法の適用のある取引であるか否かについては細心の注意を払う必要があるでしょう。

管理契約がなくても管理費の請求が認められた事例について

滝川事務所長 弁護士
村田 雅彦



別荘地の管理を行う会社(A)が、Aと管理契約を結んでいない別荘地の所有者(B)に対して、管理費に相当する金銭の支払を求めた事件について、最高裁判所が新たな判断を示しましたので、ご紹介します。

事案の概要

Aは、別荘地にある道路・排水設備・街路灯等の設備の維持管理、パトロール、草刈り、清掃などの業務を行っていました。

Bは、別荘地内の1区画を所有していましたが、建物は建築せず、別荘地を利用したことはなく、Aとの間の管理契約を締結していませんでした。

最高裁の判断

最高裁は、①Aの管理業務が別荘地の基本的な機能や質を確保するために必要なものであること、②Aの管理業務が別荘地全体を管理の対象としており、全ての別荘地所有者に対して利益を及ぼすものであることから、管理契約を締結していない一部の別荘地

所有者のみを管理業務による利益の享受から排除することは困難な性質のものであるものとし、管理契約を結ばず管理費を支払っていない別荘地の所有者も管理費相当額の利益を得ていると認めました。

また、Bが管理費の支払いを免れることになると、管理費を支払っている他の所有者との間で不公平な結果を生ずることになるほか、Aが管理業務を行うのに必要な費用が不足し、別荘地の基本的な機能や質の確保に悪影響が生ずるおそれがあることなどから、管理業務に対する管理費として相当と認められる額の負担を免れることはできないと判断し、このように考えても契約自由の原則に反しないとして、Aの請求を認めました。

まとめ

この判決は、公平性や共同体の利益といった観点から契約自由の原則が制約される場合があるとの判断と思われますが、この考え方が適用される場面をどのように考えるかについては慎重な検討が必要です。

熱中症予防対策の義務化について

苦小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症を生じるおそれのある作業を行う事業者に対する予防対策が義務づけられました。

労働安全衛生規則では、対象となる作業は、「暑熱な場所において連続して行われる作業中熱中症を生ずるおそれのある作業」と規定されていますが、通達によれば、湿球黒球温度(WBGT)が28度以上又は気温が31度以上の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業とされています。なお、湿球黒球温度(WBGT)とは、「暑さ指数」(湿度、周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標)のことで、単位は気温と同じ摂氏度で示されますが、その値は気温とは異なるものです。

上記のような熱中症を生じるおそれのある作業を行う事業者は、熱中症のおそれのある労働者を早期

に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため、体制整備・手順作成・関係者への周知が義務づけられます。

具体的には、熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知が義務づけられます。

また、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置(例えば、作業からの離脱、身体のコールドダウン、必要に応じて医師の診察・処置を受けさせること等)の内容及びその実施に関する手順の作成とその周知も義務づけられます。

改正による規則は労働安全衛生法第22条に基づくものであるため、上記対応を怠ると同法違反として罰則の対象となり得る点には注意が必要です。

「晒し」の加害者にならないために

弁護士
阿部 太陽



1 「晒し」の流行

SNSを中心に、違法または不適切な行為をした者の顔写真や個人情報を拡散させる「晒し」行為が広がっています。飲食店のアカウントが食べ残しをした客の顔写真を晒す例、不確定な情報に基づいて無関係の第三者を「犯罪者」などと決めつけて個人情報を晒す例など、毎日たくさんの「晒し」行為を目にします。さらに、そのような「晒し」行為に賛同し、煽るような投稿も多く見られます。

2 悪いことをした人は晒されて当然?

「晒し」行為を煽り、賛同する投稿の中には、被害者の救済や加害者の懲らしめとして、これを正当化する意見が見られます。

しかし、私たちの生活する法社会には、権利者であっても自分の力をもって他人を抑圧し、その権利を実現してはならないという「自力救済禁止の原則」の思想が根底にあります。自力救済を認めてしまえば、有形・無形の暴力による強引な解決がまかり通ってしまい、社会の秩序が維持できなくなってしまうからです。

そのため、たとえ被害者であっても、適正な手続に則らずに加害者に罰を与えることは許されません。何の利害関係もない第三者が「晒し」行為に加担することはもってのほかです。

3 加害者にならないために

最近では、このような「晒し」行為をした者が、名誉毀損またはプライバシー侵害を理由に民事上の損害賠償責任を負ったり、名誉毀損罪や侮辱罪に該当するとして刑事処分を受ける事例がたびたび報道されるようになりました。もとは被害者だったはずの人が、一時の感情で加害者になってしまうこともあるのです。

SNSの発達により、誰でも簡単に世界中へ情報を発信できるようになりました。これは裏を返せば、気軽に発信した情報が世界規模に流通してしまう危険もあるということです。

何かの被害に遭った場合には、感情にまかせて対処するのではなく、警察や弁護士に相談し、正しく対処することで、自分が加害者にならないようにすることも重要です。

賃貸料の増額を提示されたら

弁護士
千葉 晴貴



近年、都市部において、全国的に土地・建物の価格が上昇傾向にあります。札幌においても地価は10年前と比較して約1.84倍となっています。それに伴い合意された賃料が現在の土地や建物の価格を踏まえると適正とはいえないケースが出てきています。このような経済事情の変化等を踏まえて貸主・借主の衡平を図るため、賃貸借契約の契約中であっても賃料の増額を請求することができる旨が規定されています(借地借家法32条)。

賃料増額請求が認められる場合

同項では、I. 租税等の負担の増額、経済事情の変動、近隣の建物の賃料との比較などの事情を踏まえて、現在の賃料が不相当となったこと、II. 賃料増額請求の意思表示をしたこと。の2点が要件となっています。ただし、事情の変動は、契約時からではなく、直近に賃料の合意をした時点から考えることとされています。

賃料増額請求の効果及び対応

賃料は、賃料増額の意味表示が相手方に到達された時点で適正なものに引き上げられると考えられています。もともと、借主としては通知された賃料額を当然に支払わなければならないわけではなく、裁判で確定するまでの間、借主は主観的に相当と考える額を支払うことでよいと考えられています。そのため、賃料増額の通知が届いた場合でも、通常は従前の賃料を支払っていれば、債務不履行とはならないケースが多いと考えられます。なお、裁判で増額が認められた場合には、借主は裁判で確定した賃料と係争期間中に支払ってきた賃料の差額に年1割の利息を加えた額を支払う必要があります(借地借家法32条2項ただし書)。

さいごに

当事務所では、貸主側・借主側の双方のご相談を承っておりますので、お気軽にご相談ください。

M&Aに関する注意事項

～M&Aで損害をこうむらないために～

弁護士
小寺 正史



M&Aは一般の企業のみならず、医療法人などでも実施されています。M&Aに当たって、仲介会社の言われるままに契約を締結し、後日トラブルが発生している事例があります。

そこでM&Aの交渉及び契約締結に関する主な注意点を説明いたします。

1 個人保証の解除

譲渡会社の経営者が銀行等に対し、個人保証をしている場合があります。M&Aに当たり、個人保証が解除されていないと、譲渡後にもかかわらず、譲渡会社の経営者が保証人として責任を負うリスクが残ります。

それを防ぐため、最終契約において、個人保証の解除義務を設け、履行されない場合の処置(契約の解除・譲受け人の保証など)の条項を設けることが重要です。

2 デューデリジェンス(DD)の実施

デューデリジェンス(以下「DD」といいます)は、M&Aにおいて、譲渡会社における各種のリスク等を精査するために行われます。調査項目は、資産・負債等に関する財務調査及び株式や契約内容等に関する法務調査等です。

DDにより、客観的資料に基づいて、譲渡額、条件、表明保証条項等の調整を行うことができます。これにより、M&A成立後のトラブルを防止することも可能です。予算等の制約がある場合であっても、検討対象を絞るなどの工夫をしてDDを実施することが不可欠になります。

3 表明保証の内容

表明保証とは、契約の一方の当事者が、他方当事者に対して、財務状況、法務状況、事業状況などに関する一定の事項が真実かつ正確であることを示す「表明」と、その内容を「保証」することを指します。これはM&A取引の信頼性を高める基盤となります。

この表明保証において、期間や責任額の上限が設定されていない場合、及び適用場面が明確でない規定が存在する場合、譲り渡し側が過大な表明責任を負担するリスクがあります。M&Aの契約書の

表明保証の条項はなじみのない表現が多く、分かりづらいものですが十分検討することが重要です。

4 M&A契約の決済

M&A契約に基づく決済はクロージング時に行われることが一般的です。諸事情により一部の決済がクロージング後に行われることもあります。このような場合、約束が履行されずトラブルが生ずることがあります。

クロージング後に決済がされる場合には、できる限り明確な条項を設けると共に、不履行の場合の対策を講ずることが重要です。

5 譲渡会社とその経営者の財産の整理

譲渡会社の資産・負債と経営者個人の資産・負債が明確に分離されていない場合には、M&Aにおいて整理する必要があります。

最終契約後に整理する部分が残る場合は、後日トラブルが生ずるリスクがあります。対象となる資産を特定の上、最終契約において各資産の移転方法・譲渡額を具体的に明記することが重要です。

6 最終契約後の状況に応じた支払の変動

最終契約後に譲渡額を調整・修正する条項が設けられる場合があります。この場合、調整・修正が発生する条件や調整・修正の方法等について解釈の相違等により当事者間で争いに発展するリスクがあります。このため、できる限り明確な条項を設けることが重要です。

7 最終契約からクロージングまでの期間

最終契約からクロージングまでに一定の期間を設けます。この期間が長い場合には状況に変化が生じてトラブルが生ずる可能性があります。このため、この期間は諸事情を考慮して慎重に定めることが重要です。

8 専門家のアドバイス

M&Aにおいては、上記のとおり様々な問題が潜んでいます。法的問題や税務的な問題の発生を防止するために、弁護士や税理士などの専門家からアドバイスを受けることが重要です。

以上

心神喪失者等医療観察法について

弁護士
細谷 祐輔



1 心神喪失者等医療観察法とは

重大な他害行為を行った人が、心神喪失または心神耗弱の状態では善悪の是非が区別できず刑事責任を問えないと判断される場合があります。

この場合、心神喪失者等医療観察法(以下「医療観察法」)により、他害行為を行った人に適切な医療を提供し、社会復帰を促進させるための制度が用意されています。

ここでの重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害等の犯罪行為(未遂を含む)を指します。

2 検察官による審判の申立て

重大な他害行為を行った人が心神喪失または心神耗弱により不起訴処分または裁判で無罪等が確定した場合、検察官は医療観察法による医療等を受けさせるべきか地方裁判所に審判の申立てをします。

申立後、精神鑑定のための入院の処置がなされます(原則2ヶ月、最長3ヶ月)。

審判は鑑定結果をふまえ裁判官と精神保健審判員(必要な学識経験のある医師)の合議によってなされます。

3 医療の提供方法

審判で医療の提供が必要とされると、症状の程度によって指定医療機関(国、地方公共団体等の公的機関に限定)での入院または通院(民間の機関も可)による医療の提供がなされます。

入通院中は専門的な医療の提供がなされ、保護観察所の社会復帰調整官が継続的に関与し社会復帰後の関係調整等を行います。

医療の終了時期は、入院の場合は指定医療機関の管理者、通院の場合は保護観察所長による申立てにより管轄の地方裁判所が判断します。

処遇終了後は、必要に応じて地域の精神保健福祉サービスの提供を受けます。

このように心神喪失または心神耗弱により刑事責任が問えないと判断された場合でも何ら処遇がされないわけではなく、医療観察法による専門的な治療を通じて社会復帰を支援しながら再発の防止が図られています。

大麻の使用も罪になります

弁護士
古川 将大



令和6年12月12日に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の一部が施行(以下「本改正」といいます。)されました。

1 大麻使用の罪について

本改正により、大麻使用に罰則(7年以下の拘禁刑)が定められました。今までの法律では大麻の「所持」「譲渡」「譲受」「輸入」等は処罰の対象でしたが、「使用」そのものは処罰の対象とされていませんでした。本改正においては、大麻取締法に大麻使用罪が創設されたわけではなく、大麻が「麻薬及び向精神薬取締法」(以下「麻向法」といいます。)の「麻薬」として規定されたことにより、大麻使用は麻向法によって処罰の対象となりました。

厚生労働省の発表によると、大麻事犯の検挙人数が、令和3年まで8年連続で増加し、年齢別では30歳未満が約7割を占めています。若年層における大麻乱用が拡大している、大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている等

といった現状を加味し、大麻使用が罰則の対象とされたとのことです。

2 大麻草の医薬品としての使用について

本改正により、大麻草から製造された医薬品の使用等の禁止規定が削除されました。従前の大麻取締法においては、大麻草から製造された医薬品の使用等が禁止されていました。

厚生労働省の発表によると、近年、大麻草から製造された医薬品が米国をはじめとする欧米各国において承認され、国際的にも大麻の医療上の有用性が認められており、日本においても大麻草から製造された医薬品の治験が開始されているという現状に対応し、大麻草から製造された医薬品の使用等の禁止規定が削除されたとのことです。

3 規制による効果

本改正によって、大麻草の濫用による危害の発生が防止されるとともに、その医療や産業における適正な利用が図られることが期待されます。

子どもにとって利益になるか否か。 こんな発想が根底にある家族法改正です。

弁護士
角 大祐



家族法改正

令和6年5月、民法等の一部を改正する法律が成立し、家族法が大きく変わりました。この法改正では「共同親権」が最も注目されていますが、その他にも重要な改正がいくつかあります。

今回は、その中でも、祖父母など父母以外の親族と子（祖父母にとっては孫）との交流についてご紹介します。

法改正の背景と内容

現行法及び判例では、父母以外の親族からの子との面会交流の請求は認められていませんでした。そのため、祖父母と孫の面会交流については、調停や話し合いによる解決しか方法がありませんでした。

しかし、実態として父母と同等かそれ以上に子との愛着関係がある親族が存在することがあり、それらの親族と子との交流を維持することは子の利益に適うものと考えられます。

この度の法改正により、家庭裁判所は、面会交流の審判等において、「子の利益のために特に必要であると認めるとき」は、父母以外の親族と子との面会交流を

実施する旨を定めることができるようになりました。「子の利益のために特に必要であると認めるとき」とは、子と親族との間に親子関係に準じた親密な関係が形成されている場合などが考えられます。

父母以外の親族からの面会交流の審判の請求

また、父母以外の親族の中でも、子の直系尊属（祖父母、曾祖父母など）、兄弟姉妹、過去に当該子を監護していた者については、「他に適当な方法がないとき」に限り、自ら面会交流の審判を請求することができます。

「他に適当な方法がないとき」とは、父母の一方の死亡・行方不明等のため、父母間の協議・父母による申立てなどが期待できない場合が想定されています。

いつから施行か

今回の改正法の施行日は公布から2年以内となっているので、遅くとも令和8年5月24日までは施行されます。

副業に関する法律と手続き

社会保険労務士
杉田 優



雇用形態の多様化や家計補助のために働く人の増加等、現状を受けて、正社員や非正社員が複数の企業で働くこと（いわゆる副業）を認める動きがみられます。

1 副業の基本的考え方

労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的に労働者の自由です。そのため原則、副業を認める方向で検討することが適当ですが、新たに副業に関するルールを定める場合には、就業規則を変更する必要があります。

2 労働時間の管理

労働者が雇用される形で副業を行う場合は原則として、自社と副業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間とを通算することで行いますが、通算した結果、自社での労働時間が1週40時間又は1日8時間を超える法定外労働に当たる場合は、自社で割増賃金の支払いが必要となります。

3 副業と労災保険

労災保険については副業先においても強制的に加入す

ることになります。ただ、複数事業で働いている労働者については、各勤務先の会社で支払われている賃金額を合算したうえで給付基礎日額（休業補償等の算定基礎となる日額）が決定されます。また、脳疾患や精神障害等ストレスに起因する傷病の労災認定においては、1社のみならず、複数の会社の業務全体の負荷が評価されます。

4 副業と雇用保険、社会保険

雇用保険は、その者の生計を維持するのに必要な「主たる賃金」を受ける会社においてのみ被保険者となるため、本業において既に雇用保険に加入している場合は、副業先での雇用保険加入義務は生じません。

一方、社会保険については、副業の就労状況（労働時間、賃金等）が社会保険の加入要件に該当する場合は、副業先においても社会保険に加入する必要があります。保険料については、自社と他社で支払われている賃金を合算し、各社の賃金比率で保険料を案分します。ご不明な点はこちらをご覧ください。

えっ「還暦」ですか?!

職員 服部 久美子

とうとうその日が来てしまいました。遠い未来
と思っていましたが、「還暦」です。

昔は、還暦といえば、長い間ありがとうございました。お疲れ様でした。の世界でしたが、最近では60代はまだまだ現役という世の中になりました。

現在、日本の法律では65歳以上の方達を高
齢者というそうです。高齢者と聞くと、なんだかす
ごくお年寄りと感じますが、お仕事でお会いする
いわゆる高齢者と言われる方達の中には、私より
全然元気な方達がたくさんいます。どれどれ私も
そんな方達を見習って、「目指せ素敵高齢者さ
ん」と思っているのですが、なかなか思い通りに
はいかないものと痛感しています。甘やかす
ぎた体がいうことをききません。トホホ。

基本嫌なことは忘れたいタイプなので、普段あ
まり過去を振り返ることはないのですが、原稿依
頼があってから、う〜んう〜んと唸って、過去を
ふりかえってみました。

小寺正史法律事務所に勤務し、その後、小寺・

松田法律事務所となり、35年が経ちました。その
間、30人近い弁護士と、職員の方達を含めると
70人くらいの人達と一緒に仕事をさせていただ
いたと思います。改めて途方もない長い時間を
この事務所で過ごさせていただいたんだなあ〜
と、びっくりしました。弁護士2人、職員3人が、今
では弁護士12人、職員18人です。日々の積み
重ねが、年月となり歴史を作るということを体感
しました。

そろそろ、一緒に仕事するのはちょっとねえ〜と
思われている方もいるかもしれませんが、「目指せ
素敵高齢者さん」になるまで、もうちょっと我慢
しておつきあいいただければと思っています。

たくさんの感謝とお礼を、全ての皆様に。今ま
でありがとうございました。そして、これからもよろ
しくお願い申し上げます。

今年も後残すところあとわずかです。お体に
気をつけてよい年末をお迎えください。

来年も、変わりなく、事務所でお待ちしており
ます。

いつもK&Mレポートをご覧頂き、ありがとうございます。ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメール頂ければ幸いです。
皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://kmlaw.jp>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



〔札幌事務所〕〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

〔岩見沢事務所〕〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

〔滝川事務所〕〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

〔苫小牧事務所〕〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-596-0033